

## 第2章 計画の概要

### 1. 計画の基本理念

本計画は、以下に示す「中間市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 中間市男女共同参画推進条例より (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

### 2. 計画の名称とテーマ

中間市男女共同参画計画の名称とテーマは、前計画を踏襲し、以下のとおり設定します。

**名 称** 中間市男女共同参画プラン

**テーマ** 「元気な風がふくまちなかま」

“ひとり一人が生きるまち なかま”をめざして

※中間市民一人ひとりの存在を大切にするために、「ひとり一人」と表記しています。

### 3. 計画の基本目標

---

中間市男女共同参画プランの基本目標は、お互いに認め合い、様々な困難に対し、協働して立ち向かっていく、「市民社会」の構築にあります。

市民社会の構築にあたっては、性別、年齢等に関わりなく、市民一人ひとりが自立し、自らの意志をもって社会にかかわり、強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図ることが必要です。

これらの考えに基づき、以下にあげる5つの目標を「基本目標」として設定します。また、それに伴う計画の推進体制について第4章に明記します。

1. 地域における女性の活躍推進
2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進
3. 男女の自立促進と生活・子育て支援
4. 男女の健康づくりと暴力の根絶
5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

## 4. 施策の体系

テーマ	基本目標	施策の柱
“ひとり一人が活躍するまちなかま”をめざして	<b>1</b> 地域における女性の活躍推進	(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) 政策・方針決定の場への女性の参加促進に向けた意識改革の推進 (3) 防災・災害時における男女共同参画の推進
	<b>2</b> 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進	(1) 雇用の場における男女平等の促進 (2) 雇用環境の整備と就労支援 (3) 農業及び自営業等における女性の地位向上
	<b>3</b> 男女の自立促進と生活・子育て支援	(1) ワークライフバランスの推進 (2) 子育て支援の充実と児童の健全育成 (3) 生活上の困難に直面する世帯への支援 (4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり
	<b>4</b> 男女の健康づくりと暴力の根絶	(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 (2) あらゆる暴力防止対策の推進
	<b>5</b> 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育と教育・学習機会の充実

## 5. 計画の性格

- ① 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」並びに、福岡県の「第4次福岡県男女共同参画計画」との整合性を図り策定しています。
- ② 本計画は、「DV防止法」に基づくDV対策基本計画として位置付けます。
- ③ 本計画は、「女性活躍推進法」に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- ④ 本計画は、男女共同参画の視点に立ち、性別による差別等の問題点・課題を解決するため、分野ごとに「具体的施策」を明示しています。

## 6. 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度【2019年（平成31年）4月から2023年（新元号5年）3月】までとします。

## 7. 計画策定に係る調査等の概要

### (1) 中間市男女共同参画に関する市民意識調査

#### ①調査実施期間

平成30年5月17日～6月15日

#### ②調査対象者

満18歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した1,500人

#### ③調査方法

郵送による配布・回収

#### ④調査項目

- ・男女平等について
- ・結婚・家庭生活について
- ・介護における男女参画について
- ・防災対策における男女参画について
- ・子どもの教育やしつけについて
- ・仕事と家庭生活との両立について
- ・地域の社会貢献活動への参加・参画について
- ・パートナー間の暴力・人権等について
- ・男女共同参画の施策に関する意識・関心について

#### ⑤有効回収票

482票(有効回収率32.1%)

※本計画書の本文では「など」を「等」で表現するように統一しましたが、調査結果（内閣府調査を含む）を示すグラフ等の表現は実際に調査で使用された選択肢の原文をそのまま掲載しています。

## (2) 庁内職員による座談会

### ①調査実施期間

平成 30 年 12 月 21 日

### ②対象者

庁内の関連部署の実務責任者（担当係長）

【出席者：グループA】

安全安心まちづくり課、生涯学習課、こども未来課、健康増進課保健センター、介護保険課

【出席者：グループB】

企画政策課、総務課人事給与係、産業振興課、学校指導課、福祉支援課障がい者福祉係、人権男女共同参画課

### ③調査方法

グループインタビュー法

### ④調査項目

- ・各係に最も関係する男女共同参画に関する課題について
- ・各係に最も関係するDVやセクハラ等の人権侵害に関する課題について
- ・男女共同参画の推進に関する市民の関心について
- ・市民が課題と認めているような男女共同参画の課題について
- ・男女共同参画に関する活動への住民参加について
- ・男女共同参画をテーマにして共通して取り組むべきことについて

